

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成29年12月11日付け答申第139号)

## 1 事案の概要

### H28. 6.30 審査請求人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求

路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」に掛かるすべての文書（当該「脅迫状」、当該「脅迫状」に掛かり熊本県警に提出した被害届、捜査結果についての通知等）、及び2009年11月26日付け「報道各位 路木ダムに関する脅迫状の取り扱いについて」（河川課）

### H28. 7.14 実施機関

「路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」に係る次の文書（当該「脅迫状」に係り熊本県警に提出した被害届）」を対象文書として特定し、条例第37条の規定に該当することを理由に不開示決定

### H28. 10. 7 審査請求人

本件不開示決定を不服として、審査請求

### H28. 10.28 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第180号）

## 2 当事者の主張の趣旨

### (1) 審査請求人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・本件被害届の「開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものである」とは考えられない。

### (2) 実施機関

- ・被害届は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第37条に規定する同条例の適用除外文書である。

## 3 審査会の判断

### (1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

### (2) 理由

訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、被害届はこれに当たるとされている。したがって、本件対象文書は条例第37条の規定によりこの条例が適用されない行政文書に該当するとして実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成28年10月28日（諮問第180号）
答申日	：平成29年12月11日（答申第139号）
事案名	：特定事業に関し、特定年月に特定課に届いた「脅迫状」に係り、熊本県警察本部に提出した被害届の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、路木ダム建設事業に関し平成21年6月に届いた「脅迫状」に係り熊本東警察署に提出した被害届について、平成28年7月14日に行った不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成28年6月30日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。  
路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」に掛かるすべての文書（当該「脅迫状」、当該「脅迫状」に掛かり熊本県警に提出した被害届、捜査結果についての通知等）、及び2009年11月26日付け「報道各位 路木ダムに関する脅迫状の取り扱いについて」（河川課）
- 2 平成28年7月14日、実施機関は、本件開示請求に係る文書について対象文書の有無を検討し、複数の文書を特定し、そのうち「路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた「脅迫状」に係る次の文書（当該「脅迫状」に係り熊本県警に提出した被害届）」（以下「本件対象文書」という。）については、条例第37条の規定に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った
- 3 平成28年10月7日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成28年10月28日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨  
本件不開示決定を取り消すことを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が「捜査結果の通知は、取得しておらず保有していない」ということは、本件脅迫状に係る本件被害届に基づく捜査結果による起訴はなかったか、本件脅迫状による脅迫事件は成立していなかったと解するのが合理的である。

また、路木ダム建設は既に竣工し、本件脅迫状が届けられたときから7年以上が経過しており、本件脅迫状が脅迫理由とする事案は消失している。脅迫罪が成立したとしても、脅迫罪の時効3年を超過している。

これらのことから、本件被害届の「開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものである」とは考えられない。

- (2) 実施機関は弁明書で「知事において同様の書類等を保有している」と主張している。本件被害届が警察に提出されていない、被害届を取り下げて知事が保有していた、あるいは、被害届を提出したが受理されず知事が保有していたということであれば、本件被害届は刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物には該当しない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 被害届は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第37条に規定する同条例の適用除外文書である。
- (2) 訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている（熊本県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。））。
- (3) 条例第37条第1号は、主に警察本部長において保有されている物その他の刑事訴訟に関する書類及び押収物を想定したものであるが、知事において同様の書類等を保有している場合もこの条例の規定は適用しないとされており、その書類の具体例として「被害届」が示されている（解釈運用基準）。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、路木ダム事業に関し、2009年6月初旬に河川課に届いた脅迫状に係り、職員が熊本東警察署に提出した被害届である。

当審査会が本件被害届を同警察署に提出した経緯について実施機関に説明を求めたところ、平成21年6月に当時の職員が同警察署を訪問し、相談を行った後に本件被害届を作成して提出したとのことであり、その際、写しはとっておらず保有していないとのことであった。

審査請求人は、被害届は実施機関で保有しており警察に提出されていないと主張しているが、上記のとおり、実施機関に届いた脅迫状に関して、熊本東警察署に被害届を提出したという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

2 条例第37条該当性について

条例第37条は、「刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物」については、条例の規定は適用しないと規定している。また、解釈運用基準では、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、被害届はこれに当たるとされている。したがって、本件対象文書は条例第37条の規定によりこの条例が適用されない行政文書に該当するとして実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	員	原島 良成
委	員	立石 邦子
委	員	井寺 美穂
委	員	末松 恵美

## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月28日	・ 諮問（第180号）
平成29年 1月17日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成29年 9月19日	・ 審議
平成29年10月11日	・ 審査請求人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成29年11月 8日	・ 審議